



# 河北町国土強靭化地域計画(案)

令和4年 月

河 北 町

## 【目 次】

### I はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1

### II 国土強靭化の基本的な考え方

1 河北町における国土強靭化の理念	2
2 基本目標	2
3 強靭化を推進する上で基本的な方針	2
4 想定される大規模自然災害等（本計画の対象）	3

### III 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	5
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	5
3 脆弱性評価の実施手順	7
4 脆弱性評価の結果	7

### IV 強靭化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理	8
2 施策分野ごとの施策推進方針	8

### V 計画の推進

1 計画の推進管理	28
2 計画の見直し	28

【別表1】 脆弱性評価結果 29

【別表2】 指標等一覧 42

【別表3】 国土強靭化地域計画 個別事業一覧 45

# I はじめに

## 1 計画策定の趣旨

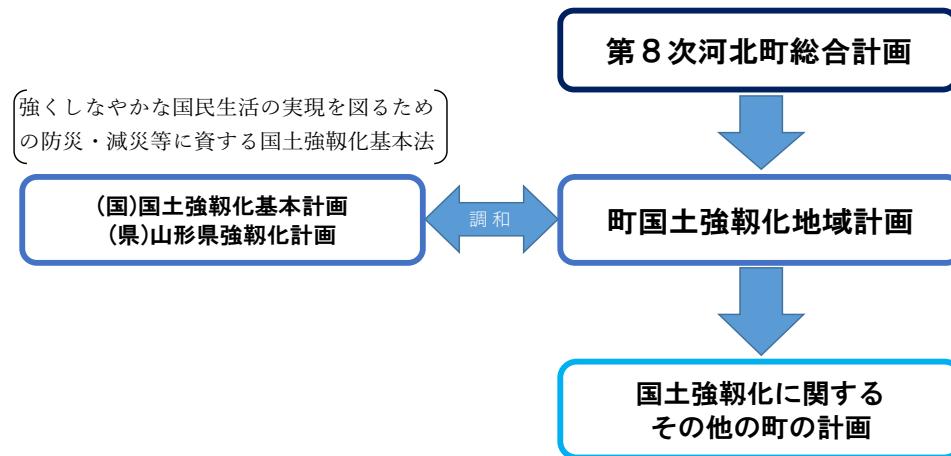
東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靭化の指針となる「国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靭な国土づくりに向けた施策を推進している。

本町においても、第8次河北町総合計画において地域コミュニティの強化や安全で安心して暮らせるまちづくりを進めており、近年、令和2年7月豪雨災害をはじめとした激甚災害が発生する等、気候変動により災害が激甚化、頻発化していることから、今後想定される大規模自然災害より町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靭なまちづくり」を推進するため、「河北町国土強靭化地域計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、本町における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、国土強靭化に係る各種計画等の指針となる。



## 3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定の日から令和8年度までの概ね5年間とする。

なお、計画期間中においても、河北町総合計画をはじめとする各種計画等との整合性や施策の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

## II 河北町における国土強靭化の基本的な考え方

### 1 河北町における国土強靭化の理念

河北町における国土強靭化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに入念に最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

### 2 基本目標

国の基本計画及び県計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標として設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速な復旧・復興が図られること

### 3 強靭化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靭化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

#### (1) 国土強靭化の取組み姿勢

- 本町の強靭性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたること。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- 本町の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

#### (2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進すること。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、

町、町民、民間事業者、N P O等関係者相互の連携により取組みを進めること。

- 非常に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

### (3) 効率的な施策の推進

- 町民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- P F I<sup>\*</sup>の導入等、民間資金・活力を導入した取組みを推進すること。  
※ P F I (Private Finance Initiative) … 公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの活力低下等、本町の特性に応じた取組みを進めること。

### (5) 国土全体の強靭化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靭化につなげていく視点を持つこと。
- 国土強靭化を実効あるものとするため、政府及び県の取組みとの連携を図ること。

## 4 想定される大規模自然災害等（本計画の対象）

本計画は、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、町外における大規模自然災害や、核、生物、化学物質等による特殊災害についても、国土及び県土の強靭化に貢献する観点から対象に含めるものとする。本計画で想定する主な自然災害等については、次頁のとおりである。

【想定される大規模自然災害等】

自然災害			
町内 △ 町外	自然災害の種類		想定する規模等
町内	大規模地震	内陸型	M 7～8程度、最大震度7程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
	台風 梅雨前線等豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模土砂災害	記録的大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの決壊による人的・物的被害等
		暴風災害	台風や竜巻、突風等大規模暴風災害による人的・物的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的大暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等
町外	大規模地震・津波・水害		南海トラフ地震や首都直下地震、太平洋沖地震（東日本大震災クラス）等、他市町村で発生する大規模地震・津波・水害による人的・物的被害等
自然災害以外			
特殊災害	C B R N E 災害		化学物質(Chemical)・生物(Biological)・放射性物質(Radiological)・核(Nuclear)・爆発物(Explosive)による特殊災害を想定。 人的災害のテロや犯罪だけでなく、感染症(新型インフルエンザ・新型コロナウィルス)によるパンデミック等も含まれる。

### III 脆弱性評価

#### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、国土強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

##### ○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



#### 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」、及び45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害等を踏まえるとともに、大都市に特有の事象の除外や本町の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行う等して項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガス・サプライチェーンの機能停止
		6-2	上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	原子力発電所の事故による放射性物質の放出
		7-5	風評被害等による地域経済活動への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ從前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### **3 脆弱性評価の実施手順**

設定した33の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者等町以外が取組み主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

脆弱性評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データ等を収集し、指標として活用した。

### **4 評価の結果**

評価結果は、【別表1】のとおりである。

指標等一覧は、【別表2】のとおりである。

## IV 強靭化に向けた施策推進方針

### 1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各課等の所管する業務等を勘案して設定した11の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

#### ○ 施策分野

- |                 |                   |             |
|-----------------|-------------------|-------------|
| (1) 行政機能（消防含む）  | (2) 危機管理          | (3) 建築住宅    |
| (4) 交通基盤        | (5) 国土保全          | (6) 保健医療・福祉 |
| (7) ライフライン・情報通信 | (8) 産業経済          | (9) 農林水産    |
| (10) 環境         | (11) リスクコミュニケーション |             |

### 2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図る等、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

なお、施策分野ごとの施策方針に基づき、必要な具体的事業や取組みについては、【別表3】「国土強靭化地域計画 個別事業一覧」に整理し、その内容については、各事業の実施状況に合わせて毎年見直すこととする。

※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について

- ( ) 内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
- [ ] 内には、当該施策の取組み主体（国、県、町、民間の4区分）を記載
- 《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

## (1) 行政機能（消防含む）

### 1) 行政機能

#### (庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (1-2,3-1) [町] 《建築住宅》

- 庁舎等の不特定多数が集まる町有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修がほぼ完了している。今後は河北町公共施設等総合管理計画に基づき、施設や設備の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

#### (災害時に防災拠点となる施設の整備の推進) (1-1,3-1) [町] 《建築住宅》

- 災害時に防災拠点となる施設の整備とともに、必要な資機材の備蓄を図る。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との情報共有や連携強化を進める。

#### (被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進) (1-2) [県、町]

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転等、状況に応じた対策を進める。

#### (避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進) (1-1) [町] 《危機管理》

- 災害対策基本法に基づき災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（見直し）を行うとともに、避難所の機能強化に向け、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを推進する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、指定福祉避難所の指定、運用に向けた取組みを促進する。

#### (町の業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [町] 《危機管理》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取組みながら、町民生活に密着する行政サービス等災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、業務継続に必要な体制整備を進める。

#### (IT部門における業務継続体制の整備) (3-1) [県、町] 《ライフ・情報》

- 非常時でも情報システムによる業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、訓練等により定期的に業務継続の体制について点検・更新を行う。
- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、自治体クラウドやデータセンターの活用等、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。

- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、モバイル端末の整備を推進する。

(緊急車両、病院に供給する燃料の確保) (2-4,3-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や病院等の施設への具体的な実施方法の確認により、燃料供給の確保及びより迅速な対応ができる体制を整えるため、情報交換を行い、災害時における緊急車両等への燃料供給の確保を図る。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-6,3-1,4-1) [県、町] 《危機管理》

- 大地震等大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等、行政機関相互の通信手段が確保できるよう、県や通信事業者と連携し対応を強化していく。

(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [県、町、民間] 《危機管理》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向性通信機能の活用等により、効果的な情報伝達手段の確保を図る。

※Lアラート…災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。

(災害時における住民への情報伝達) (1-6,4-2) [町] 《危機管理》 《ライフ・情報》

- 災害時に住民に対して、防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として、同報系防災行政無線等一斉伝達システムについて適切に運用するとともに、災害報を確実に伝達するために、情報伝達手段の多重化を促進する。
- 防災行政無線の伝達内容が確認できる放送内容自動音声案内（テレフォンサービス）の周知を図るほか、登録メール、防災ラジオ、SNS等の活用を図る。

## 2) 広域連携

(大規模災害時における広域連携の推進) (2-1,3-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定を締結している自治体と通常時より情報共有を図る等、災害時に備えて受援体制を強化する。

(広域防災拠点の整備) (2-1,2-3) [県、町、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点等の機能を持つ広域防災拠点について、県や防災関係機関等と連携のもと整備を進めること。

(支援物資の供給等に係る体制の整備) (2-1) [町、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害が発生した場合に、町外からの支援物資を被災者に円滑に供給するため、物資集積拠点の設置を進める。

### 3) 消防

(消防関係施設等の耐震化・老朽化対策の推進) (2-3) [町]

- 消防関係施設のより一層の耐震化を図るとともに、老朽化した施設や車両、資機材等について、順次更新を進める。

(大規模災害時の消防力の確保) (2-3) [県、町]

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、消防団の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。

(C B R N E 災害等対策用資機材の充実) (7-2) [町]

- C B R N E 災害※時に消防隊員等の安全を確保し効果的な消防活動を行うため、C B R N E 災害等対策用資機材の充実を図る。

※C B R N E 災害…化学物質(Chemical)・生物(Biological)・放射性物質(Radiological)・核(Nuclear)・爆発物(Explosive)による特殊災害のことをいい。人的災害のテロや犯罪だけでなく、感染症(新型インフルエンザ、新型コロナウイルス)によるパンデミック等も含まれる。

## (2) 危機管理

### 1) 洪水対策

(洪水ハザードマップの周知) (1-3) [国、県、町]

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するため、各種防災マップ、洪水ハザードマップの活用について地域の特性に合わせた説明会を実施し周知していく。

(避難指示等の具体的な発令基準の策定) (1-3) [町]

- 洪水時の避難指示等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、町民の円滑かつ迅速な避難を確保する。

(タイムラインの運用) (1-3) [県、町]

- 災害発生の事前予測が、ある程度可能な台風等について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る。

(治水対策の推進) (1-3) [国、県、町] 《国土保全》

- 近年、気候の変動による局地的な大雨（所謂ゲリラ豪雨）が急増している。このため、河川改修及び流下能力を確保する対策を推進するとともに、内水対策の強化を図る。

## 2) 土砂災害対策

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、町] 《国土保全》

- 土砂災害ハザードマップの定期的な見直し及び土砂災害を想定した警戒避難体制の整備を強化するとともに、説明会や出前講座等を実施し周知していく。

(土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定) (1-4) [町]

- 土砂災害の発生が予想される際、避難指示等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、町民の円滑かつ迅速な避難を確保する。

(ため池の耐震化・ハザードマップの周知) (7-1) [町、民間] 《農林水産》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」を周知する。

## 3) 情報伝達機能

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-6,3-1,4-1) [県、町] 《行政機能》

- 大地震等大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等、行政機関相互の通信手段が確保できるよう、県や通信事業者と連携し対応を強化していく。

(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [国、県、町、民間] 《行政機能》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向性通信機能の活用等により、効果的な情報伝達手段の確保を図る。

※Lアラート…災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。

(災害時における住民への情報伝達) (1-6,4-2) [町] 《行政機能》 《ライフ・情報》

- 災害時に住民に対して、防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として、同報系防災行政無線等一斉伝達システムについて適切に運用するとともに、災害情報を確実に伝達するために、情報伝達手段の多重化を促進する。

- 防災行政無線の伝達内容が確認できる放送内容自動音声案内（テレフォンサービス）の周知を図る。

(土砂災害緊急情報等避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、町] 《国土保全》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報等避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する。

#### 4) 原子力災害対策

(放射線モニタリングの実施) (7-4) [町] 《環境》

- 東日本大震災後から、機器の維持管理及び放射線測定を行っており、新たな事故の発生等に備え実施体制を整備していく。

(原発事故発生時の初動対応の強化) (7-4) [国、県、町]

- 原発事故が発生した際には、町地域防災計画に基づき、町民の健康や不安の軽減を図ることに努める。

#### 5) 応急・復旧対策

(町の業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [町] 《行政機能》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取組みながら、町民生活に密着する行政サービス等災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、業務継続に必要な体制整備を進める。

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

(2-2) [県、町]

- 道路の寸断等により孤立集落が発生した場合に備え非常用通信設備の整備を促進するとともに、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所について、引き続き確保していく。

(緊急車両、病院に供給する燃料の確保) (2-4,3-1) [県、町、民間] 《行政機能》

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や病院等の施設への具体的な実施方法の確認により、燃料供給の確保及びより迅速な対応ができる体制を整えるため、情報交換を行い、災害時における緊急車両等への燃料供給の確保を図る。

(大規模災害時における広域連携の推進) (2-1,3-1) [県、町、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定を締結している自治体と通常時より情報共有を図る等、災害時に備えて受援体制を強化する。

(自衛隊・警察・消防との連携強化) (2-3) [国、県、町]

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊・警察・消防と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

(広域防災拠点の整備) (2-1,2-3) [県、町、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点等の機能を持つ広域防災拠点について、県や防災関係機関等と連携のもと整備を進めることとする。

(支援物資の供給等に係る体制の整備) (2-1) [町、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害が発生した場合に、町外からの支援物資を被災者に円滑に供給するため、物資集積拠点の設置を進める。

(「道の駅」の防災拠点化の整備) (2-1) [国、県、町] 《交通基盤》

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅河北について、大規模災害発生時に災害交通拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。

(災害ボランティアの受け入れに係る連携体制の整備) (2-1) [県、町、民間] 《リスクコミ》

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、町と社会福祉協議会との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

(豪雪災害時の災害救助法の適用) (1-5) [町]

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去等、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

(被災者生活重建支援制度の拡充) (8-3) [国、県、町]

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を重建するためには、被災者生活重建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進めるとともに、県独自の支援制度の創設を検討するにあたり県との連携を図る。

## 6) 地域防災力

### (地域コミュニティの維持) (8-3) [県、町、民間]

- 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する。

### (自主防災組織の育成強化等) (1-6,2-3,4-2,8-3) [県、町、民間]

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織の組織化と強化を図る。
- 災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

### (災害時の要配慮者支援の促進) (1-6,2-3,4-2) [町、民間] 《リスクコミ》

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別避難計画について、引き続き、制度の周知と作成を促進とともに、定期的な更新を促進する。

### (避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進) (1-1) [町] 《行政機能》

- 災害対策基本法に基づき災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（見直し）を行うとともに、避難所の機能強化に向け、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを推進する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、指定福祉避難所の指定、運用に向けた取組みを促進する。

### (食料等の備蓄) (2-1) [県、町、民間] 《リスクコミ》

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日分程度（推奨1週間分）の食料と飲料水の備蓄を周知しており、引き続き啓発活動を行う。
- 町における備蓄については、必要物資や必要数の把握に努め、一定量の現物備蓄をローリングストック方式により計画的に行う。

## 7) 文化財等の防災対策

(文化財の保存・防災対策の推進) (8-3) [県、町]

- 日常的な維持管理や保存修理を行うと共に、建造物の耐震化や防災設備の整備を推進する。

### (3) 建築住宅

#### 1) 施設・建築物等の耐震化・老朽化対策

(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (1-2,3-1) [町] 《行政機能》

- 庁舎等の不特定多数が集まる町有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修がほぼ完了している。今後は河北町公共施設等総合管理計画に基づき、施設や設備の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

(災害時に防災拠点となる施設の整備の推進) (1-1,3-1) [町] 《行政機能》

- 災害時に防災拠点となる施設の整備とともに、必要な資機材の備蓄を図る。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との情報共有や連携強化を進める。

(住宅・建築物等の耐震化の促進) (1-1) [国、県、町、民間]

- 町内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップ等きめ細かな対応により耐震化を早急に進める。また、吊り天井等非構造部材、昇降機等の建築設備、ブロック塀等の耐震対策を促進する。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進) (1-2) [国、県、町、民間]

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。
- 小中学校施設については、補助制度の活用等を図りながら、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。
- 児童福祉施設について、耐震化が完了していない私立施設については、補助制度の活用等を図りながら、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。
- 社会福祉施設は地震や火災が発生したときに、自ら避難が困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。
- 未耐震化の施設について、助成制度を活用しながら、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく適切な対応を促進する。

(公営住宅等の老朽化対策の推進) (1-1) [町]

- 公営住宅等の老朽化対策について、入居者が安全で快適に居住できる住宅の確保を図るため、修繕計画等に基づき、計画的なストック管理（修繕、改修等）を推進する。

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進) (1-1,1-2) [国、県、町]

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

## 2) その他対策

(空き家対策の推進) (1-1) [県、町、民間]

- 大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生等を防止するため、「河北町空き家等対策計画」を策定し、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進する等総合的な空き家対策を実施する。

(がけ地近接等危険住宅の安全確保の推進) (1-1,1-4) [国、県、町、民間]

- がけ地の崩落等による危険が著しい住宅の移転について、国の制度を活用した支援等により、居住者の安全確保を推進する。

(家具の転倒防止対策の推進) (1-1) [県、町、民間]

- 大規模地震発生時に家具転倒による人的被害を防止するため、町民に対する啓発活動の充実等、家具転倒防止対策を推進する。

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進) (1-2) [県、町、民間]

- 大規模地震発生時に事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実等、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

## (4) 交通基盤

### 1) 道路関係防災対策

(高速道路及び地域高規格道路等の整備) (5-4,8-4) [国、県、町]

- 大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路等の早期整備に向け、関係機関とともに要望活動を強化する。

- 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路等の整備を進める。

## 2) 道路関係防災対策

### (緊急輸送道路等の整備・確保) (1-1,2-1,2-5,8-4) [国、県、町]

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や、救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、無電柱化や橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路舗装、道路付属施設の長寿命化を推進し、適正な維持管理を図って安全性を確保する。

### (道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) (5-4,6-4) [国、県、町]

- 道路施設の防災対策について、土砂崩壊、落石崩壊や雪崩等の道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

### (孤立集落アクセスルートの確保) (2-2) [国、県、町]

- 被災時において孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける土砂崩落等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震化、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する。

### (路線バス等地域公共交通の確保) (6-4) [県、町、民間]

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行う等、臨機応変な運行を行い、地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

## 3) 豪雪対策

### (暴風雪時における的確な道路管理の推進) (1-5) [国、県、町]

- 暴風雪時には関係機関連携のもと、迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

### (道路の防雪施設の整備) (1-5) [国、県、町]

- 各道路管理者においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵等必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点

的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

(道路の除雪体制等の確保) (1-5) [国、県、町]

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各道路管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化や除雪機械運転手の確保困難等、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を進める。

#### 4) その他対策

(避難路・防災拠点施設の機能強化) (1-1) [町]

- 災害時における避難路の整備を推進するとともに、一時避難場所等への備蓄資機材の整備により地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の機能強化を推進する。

(「道の駅」の防災拠点化の整備) (2-1) [国、県、町] 《危機管理》

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅河北について、大規模災害発生時に災害交通拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。

### (5) 国土保全

#### 1) 洪水・土砂災害対策

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [県、町、民間] 《農林水産》

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果等の国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

(治水対策の推進) (1-3) [国、県、町] 《危機管理》

- 近年、気候の変動による局地的な大雨（所謂ゲリラ豪雨）が急増している。そのため、河川改修及び流下能力を確保する対策を推進するとともに、内水対策の強化を図る。

(河川管理施設の維持管理) (1-3) [国、県、町]

- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするために、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去について、国、県に要望していく。
- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、計画的に補修・更新・改良を促進する。

(都市部における内水浸水対策の促進) (1-3) [町]

- ゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫リスク増大に対処するため、社会資本総合整備計画に基づく下水道雨水幹線等施設整備を促進する。
- 河川の内水氾濫による被害に対処するため、国・県と連携し、排水機場の整備や機能の増強を促進する。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、町] 《危機管理》

- 土砂災害ハザードマップの定期的な見直し及び土砂災害を想定した警戒避難体制の整備を強化するとともに、説明会や出前講座等を実施し周知していく。

(土砂災害緊急情報等避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、町] 《危機管理》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報等避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する。

## (6) 保健医療・福祉

### 1) 医療機関等の非常時対応

(医療機関での非常時対応体制の整備) (2-4) [県、町、民間]

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療供給体制の確保を促進する。

(透析医療機関での非常時対応体制の整備) (2-4) [県、町、民間]

- 透析患者は週3回程度の透析治療が必要であり、年々増加傾向にある。透析医療を実施している医療機関においては、災害発生時においても自家発電装置及び貯水槽の整備により、透析治療を提供できる体制の確保を促進する。

(医療・社会福祉施設等における食料等の備蓄促進) (2-5) [県、町、民間]

- 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度(推奨1週間分)の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備) (2-5) [県、町、民間]

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な実地指導等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

## 2) 各種医療支援

(ドクターへリの活用による救急医療体制の充実) (2-5) [県、町]

- 災害時を含め、ドクターへリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るために、ランデブーポイントを複数選定したり、冬季間の除雪を確実に実施したりすることで、救急医療体制に万全を期す。

## 3) 防疫対策

(防疫対策の推進) (2-6) [国、県、町、民間]

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。
- 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症への備えとして、必要な衛生用品や資機材の備蓄・整備を進める。

## (7) ライフライン・情報通信

### 1) エネルギー

(エネルギー供給事業者との連絡強化) (5-2,6-1) [町、民間] 《産業経済》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と町との連絡体制を強化する。

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [県、町、民間] 《産業経済》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要である。このため、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

### 2) 上水道

(上水道施設の耐震化・老朽化対策の推進) (2-1,6-2) [町]

- 上水道施設の耐震化率は、基幹管路の耐震化率が全国水準を下回っていることから、水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に推進する。
- 給水拠点の確保のため、医療施設、学校、公共施設等、避難所の重要給水拠点施設へ配水する水道施設の耐震化を着実に推進する。
- 停電対策として、自家発電機が設置されているが、未設置の施設もあるため、必要な箇所への設置検討を進めるとともに保守点検の充実を図る。

(災害時における応急給水体制等の整備) (2-1,6-2) [県、町、民間]

- 速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制等の整備を推進する。

### 3) 下水道等

(下水道に係る業務継続計画 (B C P) 策定・施設耐震化等の推進) (6-3) [県、町]

- 下水道に係る業務継続計画 (B C P) により被災発生時に速やかな対応対策及び復旧対策を円滑に遂行するとともに、下水道施設のストックマネジメント計画の策定を推進し、下水道施設の耐震化・耐水化及びストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を着実に進める。

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進) (6-3) [町] 《農林水産》

- 汚水排水施設について災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施す等、耐震化・老朽化対策を促進する。

(合併処理浄化槽への転換促進) (6-3) [町、民間]

- 生活排水処理計画を着実に推進し、汲取り便槽及び単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

### 4) 情報通信

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備) (4-1) [民間]

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を関係機関に要請する。

(災害時における住民への情報伝達) (1-6,4-2) [町] 《行政機能》 《危機管理》

- 災害時に住民に対して、防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段とし、同報系防災行政無線等一斉伝達システムについて適切に運用するとともに、災害報を確実に伝達するために、情報伝達手段の多重化を促進する。
- 防災行政無線の伝達内容が確認できる放送内容自動音声案内（テレフォンサービス）の周知を図る。

(IT部門における業務継続体制の整備) (3-1) [県、町] 《行政機能》

- 非常時でも情報システムによる業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、訓練等により定期的に業務継続の体制について点検・更新を行う。
- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、自治体クラウドやデータセンターの活用等、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。

- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、モバイル端末の整備を推進する。

## (8) 産業経済

### 1) 企業活動

(企業の事業継続計画（BCP）の策定促進) (5-1) [町、民間]

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中止を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするために、町内企業におけるBCP策定を促進する。

(産業施設の防災体制の充実強化) (5-3) [町、民間]

- 大規模地震等の災害発生直後に、火災等が発生する場合がある。消防設備の不備等がある場合、人的被害が発生することもあるため、消防法に基づき高圧ガス設備等災害時に火災や爆発等を引き起こす可能性のある重要な産業施設の耐震化等を推進する。

### 2) エネルギー

(エネルギー供給事業者との連絡強化) (5-2,6-1) [県、民間] 《ライフ・情報》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と町との連絡体制を強化する。

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [県、町、民間] 《ライフ・情報》 《環境》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要である。このため、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

### 3) 風評被害防止

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信) (7-5) [県、町、民間]

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行う等、平時から関係機関等との連携を図る。

## (9) 農林水産

### 1) 食料供給

#### (食料生産基盤の整備) (5-5) [県、町、民間]

- 災害が発生しても安定的に食料生産ができるよう、耐震化等の防災・減災対策を含めた農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を推進する。

#### (食料及び生産基盤の有害鳥獣による被害防止) (5-5) [県、町、民間]

- 鳥獣による農作物及び生産基盤への被害防止に向け、生産者個々による取組みと併せ、より効果的な駆除、追い払い対策を地域ぐるみで総合的に取り組むため、電気柵やワイヤーメッシュ柵、檻等の被害防止施設の整備を推進する。

### 2) 農林施設の耐震化・老朽化対策

#### (農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [県、町、民間] 《国土保全》

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果等の国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

#### (農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進) (6-4) [県、町]

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

#### (農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進) (6-2) [県、町、民間]

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

#### (治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進) (1-4,2-2,6-4,7-1,7-3)[県、町]

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源のかん養等、森林の公益的機能の維持・増進を推進する。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダム等インフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

#### (ため池の耐震化・ハザードマップの周知) (7-1) [町、民間] 《危機管理》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」を周知する。

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進) (6-3) [町] 《ライフ・情報》

- 汚水排水施設について災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施す等、耐震化・老朽化対策を促進する。

## (10) 環境

### 1) 有害物質・危険物対策

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進) (7-2) [県、町、民間]

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

(危険物施設の耐震化の促進) (7-2) [県、町、民間]

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火等による爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

### 2) 災害廃棄物対策

(災害廃棄物処理計画の策定・運用) (8-1) [県、町]

- 災害が発生した際、被災した町民の生活環境の保全と公衆衛生上のリスクを回避するため、災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に廃棄物処理を進める。

(経済活動を阻害する災害廃棄物処理の支援) (8-1) [県、町]

- 地震、頻発する異常気象及び台風等に起因した豪雨災害により発生する災害廃棄物について、経済活動が阻害されることを防止するため、迅速に廃棄物処理が行える処理体制の整備を図る。

### 3) エネルギー

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [県、町、民間] 《ライフ・情報》 《産業経済》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要である。このため、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

### 4) 原子力災害対策

(放射線モニタリングの実施) (7-4) [町] 《危機管理》

- 東日本大震災後から、機器の維持管理及び放射線測定を行っており、新たな事故の発生等に備え実施体制を整備していく。

## (11) リスクコミュニケーション

### 1) 防災教育

#### (防災教育の充実) (1-6) [県、町、民間]

- 地域や事業所、学校等における防災意識の向上のため、防災知識の普及啓発や啓発内容の充実等を図る。
- 自主防災組織リーダーの防災教育指導者研修会への参加を促すほか、家族で参加できる防災訓練等をとおして、特に高齢者や児童生徒に対して防災教育の充実を図る。

#### (雪下ろし事故を防止するための注意喚起) (1-5) [県、町]

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

#### (食料等の備蓄) (2-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日分程度（推奨1週間分）の食料と飲料水の備蓄を周知しており、引き続き啓発活動を行う。
- 町における備蓄については、必要物資や必要数の把握に努め、一定量の現物備蓄をローリングストック方式により計画的に行う。

### 2) 防災訓練

#### (防災訓練の充実) (1-6) [県、町、民間]

- 災害発生時に迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、総合防災訓練をはじめ、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む。

### 3) 要配慮者支援

#### (災害時の要配慮者支援の促進) (1-6,2-3,4-2) [県、町、民間] 《危機管理》

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別避難計画について、引き続き、制度の周知と作成を促進とともに、定期的な更新を促進する。

### 4) 関係機関との連携・人材育成

#### (災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (2-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と社会福祉協議会との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

(建設関係団体との連携強化) (8-2) [町、民間]

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

(復旧・復興を担う人材の育成) (8-2) [町、民間]

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

## V 計画の推進

### 1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管課を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況等を継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

### 2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行う。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

また、本計画は、国土強靭化に係る指針となるものであることから、国土強靭化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

## 【別表 1】脆弱性評価結果

### 目標 1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物・交通施設等（1-2 の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生  (災害時に防災拠点となる施設の整備の推進) <b>(3-1にも掲載)</b> ・災害時に防災拠点となる施設の整備とともに、必要な資機材の備蓄を図る必要がある。 ・災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう非常用電源設備、電力供給給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との情報共有や連携強化を進める必要がある。
(住宅・建築物等の耐震化の促進) ・町内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップ等きめ細かな対応により耐震化を早急に進める。また、吊り天井等非構造部材、昇降機等の建築設備、ブロック塀等の耐震対策を促進する必要がある。
(公営住宅等の老朽化対策の推進) ・公営住宅等の老朽化対策について、入居者が安全で快適に居住できる住宅の確保を図るため、修繕計画等に基づき、計画的なストック管理（修繕、改修等）を推進する必要がある。
(空き家対策の推進) ・大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生等を防止するため、「河北町空き家等対策計画」を策定し、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進する等総合的な空き家対策を実施する必要がある。 ・空き家バンクの活用により、空き家の解消を図る必要がある。
(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進) ・災害対策基本法に基づき災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（見直し）を行うとともに、避難所の機能強化に向け、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを推進する必要がある。 ・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、指定福祉避難所の指定、運用に向けた取組みを促進する必要がある。
(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進) <b>(1-2にも記載)</b> ・救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。
(がけ地近接等危険住宅の安全確保) <b>(1-4にも記載)</b> ・がけ地の崩落等による危険が著しい住宅の移転について、国の制度を活用した支援等により、居住者の安全確保を推進する必要がある。
(緊急輸送道路等の整備・確保) <b>(2-1,2-5,8-4にも記載)</b> ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化や橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路舗装、道路付属施設の長寿命化を推進する必要がある。
(家具の転倒防止対策) ・近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要がある。
(避難路・防災拠点施設の機能強化) ・災害時における避難路の整備を推進するとともに、一時避難場所等への備蓄資機材の整備により地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の機能強化を推進する必要がある。

## 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

### (庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (3-1にも記載)

- ・庁舎等の不特定多数が集まる町有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修がほぼ完了している。今後は河北町公共施設等総合管理計画に基づき、施設や設備の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

### (緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進) (1-1にも記載)

- ・救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

### (不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- ・不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める必要がある。
- ・地区公民館及び生涯学習施設・体育施設等の一部について未耐震化であるため、計画的に耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を進める必要がある。
- ・災害時に地域住民の避難所としての役割も担っている公立学校施設全体の耐震化は完了していることから、小中学校施設については、補助制度の活用等を図りながら、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する必要がある。
- ・児童福祉施設について、耐震化が完了していない私立施設については、補助制度の活用等を図りながら、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する必要がある。
- ・社会福祉施設は地震や火災が発生したときに、自ら避難が困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。
- ・未耐震化の施設について、助成制度を活用しながら、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく適切な対応を促進する必要がある。

### (被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策)

- ・被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転等、状況に応じた対策を進める必要がある。

### (事業所・店舗における棚等の転倒防止対策)

- ・近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。

## 1-3 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

### (洪水ハザードマップの周知)

- ・洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するため、各種防災マップ、洪水ハザードマップの活用について地域の特性に合わせた説明会を実施し周知していく必要がある。

### (避難指示等の具体的な発令基準の策定)

- ・洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き対象河川すべてに係る避難指示等の具体的な発令基準の策定を進める必要がある。

### (タイムラインの運用)

- ・災害発生の事前予測がある程度可能な台風等について、るべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る必要がある。

### (治水対策の推進)

- ・近年、気候の変動による局地的な大雨（所謂ゲリラ豪雨）が急増しているため、河川改修及び流下能力を確保する対策を推進するとともに、内水対策の強化を図る必要がある。

(河川管理施設の維持管理)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去について、国、県に要望していく必要があるほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う必要がある。</li> <li>・老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、計画的に補修・更新・改良を行う必要がある。</li> </ul>
(都市部における内水浸水対策の促進)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫リスク増大に対処するため、社会資本総合整備計画に基づく下水道雨水幹線等施設整備を促進する必要がある。</li> <li>・河川の内水氾濫による被害に対処するため、国・県と連携し、排水機場の整備や機能の増強を促進する必要がある。</li> </ul>
<b>1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生</b>
(土砂災害に対する警戒避難体制の整備)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害ハザードマップの定期的な見直し及び土砂災害を想定した警戒避難体制を整備するとともに、説明会や出前講座等を実施し周知していく必要がある。</li> </ul>
(土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難指示等の具体的な発令基準を定めており、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、町民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。</li> </ul>
(治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進) <span style="color: green;">(2-2,6-4,7-1,7-3にも記載)</span>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養等、森林の公益的機能の維持・増進を推進する。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダム等インフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。</li> </ul>
(がけ地近接等危険住宅の安全確保) <span style="color: green;">(1-1にも記載)</span>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけ地の崩落等による危険が著しい住宅の移転について、国の制度を活用した支援等により、居住者の安全確保を推進する必要がある。</li> </ul>
<b>1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生</b>
(暴風雪時における的確な道路管理の推進)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風雪時には関係機関連携のもと、迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る必要がある。</li> </ul>
(道路の防雪施設の整備)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各道路管理者においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵等必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する必要がある。</li> </ul>
(道路の除雪体制等の確保)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な除雪体制を確保する上で、各道路管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化や除雪機械運転手の確保困難等、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要となっている。</li> </ul>
(雪下ろし事故を防止するための注意喚起)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を図る必要がある。</li> </ul>
(豪雪災害時の災害救助法の適用)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去等、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る必要がある。</li> </ul>

## 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### (災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (3-1,4-1 にも記載)

- ・大地震等大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等、行政機関相互の通信手段が確保できるよう、県や通信事業者と連携し対応を強化していく必要がある。

### (災害時における住民への情報伝達) (4-2 にも記載)

- ・災害時に住民に対して、防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として、同報系防災行政無線等一斉伝達システムについて適切に運用するとともに、災害情報を確実に伝達するために、情報伝達手段の多様化を促進する必要がある。
- ・防災行政無線の伝達内容が確認できる放送内容自動音声案内（テレフォンサービス）の周知を図るほか、登録メール、防災ラジオ、SNS 等の活用を図る必要がある。

### (自主防災組織の育成強化等) (2-3,4-2,8-3 にも記載)

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織については、引き続き、組織化を促進する必要がある。
- ・災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織へ女性が積極的に参加できるよう取り組む必要がある。

### (防災教育の充実)

- ・地域や事業所、学校等における防災意識の向上のため、防災知識の普及啓発や啓発内容の充実等を図る必要がある。
- ・自主防災組織リーダーの防災教育指導者研修会への参加を促すほか、家族で参加できる防災訓練等をとおして、特に高齢者や児童生徒に対して防災教育の充実を図る必要がある。

### (防災訓練の充実)

- ・災害発生時に迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、総合防災訓練をはじめ、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

### (災害時の要配慮者支援の促進) (2-3,4-2 にも記載)

- ・避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別避難計画について、引き続き、制度の周知と作成を促進するとともに、定期的な更新を促進する必要がある。

## 目標2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

#### (食料等の備蓄)

- ・家庭における備蓄については、町民に対して3日分程度(推奨1週間分)の食料と飲料水の備蓄を周知しており、引き続き啓発活動を行う必要がある。
- ・町における備蓄については、必要物資や必要数の把握に努め、一定量の現物備蓄を計画的に行う必要がある。

#### (支援物資の供給等に係る体制の整備)

- ・大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。
- ・大規模災害が発生した場合に、町外からの支援物資を被災者に円滑に供給するため、物資集積拠点の設置を進めめる必要がある。

(緊急輸送道路等の整備・確保) (1-1,2-5,8-4 にも記載)
・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化や橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路舗装、道路付属施設の長寿命化を推進する必要がある。
(大規模災害時における広域連携の推進) (3-1 にも記載)
・大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定を締結している自治体と通常時より情報共有を図る等、災害時に備えて受援体制を強化する必要がある。
(広域防災拠点の整備) (2-3 にも記載)
・大規模災害時に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点等の機能を持つ広域防災拠点について、県や防災関係機関等と連携のもと整備を進める必要がある。
(「道の駅」の防災拠点化の整備)
・緊急輸送道路の沿線における道の駅河北について、大規模災害発生時に災害交通拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める必要がある。
(災害ボランティアの受け入れに係る連携体制の整備)
・NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、町と社会福祉協議会との連携により、NPOやボランティアの受け入れ体制の整備に向けた取組みを促進する必要がある。
(上水道施設の耐震化・老朽化対策の推進) (6-2 にも記載)
・上水道施設の耐震化率は、基幹管路の耐震化率が全国水準を下回っていることから、水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に推進する必要がある。 ・給水拠点の確保のため、医療施設、学校、公共施設等、避難所の重要給水拠点施設へ配水する水道施設の耐震化を計画的に推進する必要がある。 ・停電対策として、自家発電機が設置されているが、未設置の施設もあるため、必要な箇所への設置検討を進めるとともに保守点検の充実を図る必要がある。
(災害時における応急給水体制等の整備) (6-2 にも記載)
・速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制等の整備を推進する必要がある。
<b>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</b>
(孤立集落アクセスルートの確保)
・被災時において孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける土砂崩落等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震化、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。
(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)
・道路の寸断等により孤立集落が発生した場合に備え非常用通信設備の整備を促進するとともに、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所について、引き続き確保する必要がある。
(治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進) (1-4,6-4,7-1,7-3 にも記載)
・治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養等、森林の公益的機能の維持・増進を推進する。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダム等インフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。
<b>2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</b>
(広域防災拠点の整備) (2-1 にも記載)
・大規模災害時に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点等の機能を持つ広域防災拠点について、県や防災関係機関等と連携のもと整備を進める必要がある。

(消防関係施設等の耐震化・老朽化対策の推進)
・消防関係施設のより一層の耐震化を図るとともに、老朽化した施設や車両、資機材等について、順次更新を進める必要がある。
(大規模災害時の消防力の確保)
・大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、消防団の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る必要がある。
(自衛隊・警察・消防との連携強化)
・災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊・警察・消防と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。
(自主防災組織の育成強化等) (1-6,4-2,8-3 にも記載)
・災害による被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織については、引き続き、組織化を促進する必要がある。
・災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織へ女性が積極的に参加できるよう取り組む必要がある。
(災害時の要配慮者支援の促進) (1-6,4-2 にも記載)
・避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別避難計画について、引き続き、制度の周知と作成を促進するとともに、定期的な更新を促進する必要がある。
<b>2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</b>
(緊急車両、病院に供給する燃料の確保) (3-1 にも記載)
・石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や病院等の施設への具体的な実施方法の確認により、燃料供給の確保及びより迅速な対応ができる体制を整えるため、情報交換を行い、災害時における緊急車両等への燃料供給の確保を図る必要がある。
(医療機関での非常時対応体制の整備)
・災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療供給体制の確保を促進する必要がある。
(透析医療機関での非常時対応体制の整備)
・透析患者は週3回程度の透析治療が必要であり、年々増加傾向にある。透析医療を実施している医療機関においては、災害発生時においても自家発電装置及び貯水槽の整備により、透析治療を提供できる体制の確保を促進する必要がある。
<b>2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</b>
(緊急輸送道路等の整備・確保) (1-1,2-1,8-4 にも記載)
・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化や橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路舗装、道路付属施設の長寿命化を推進する必要がある。
(ドクターへりの活用による救急医療体制の充実)
・災害時を含め、ドクターへりの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、ランデブーポイントを複数選定したり、冬季間の除雪を確実に実施したりすることで、救急医療体制を確保する必要がある。
(医療・社会福祉施設等における食料等の備蓄促進)
・高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度(推奨1週間分)の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る必要がある。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- ・各社会福祉施設の防災対策について、定期的な実地指導等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(防疫対策の推進)

- ・平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取組み、予防できる感染症の流行に備える必要がある。
- ・避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る必要がある。
- ・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症への備えとして、必要な衛生用品や資機材の備蓄・整備を進める必要がある。

### 目標3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (1-2にも記載)

- ・庁舎等の不特定多数が集まる町有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修がほぼ完了している。今後は河北町公共施設等総合管理計画に基づき、施設や設備の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

(災害時に防災拠点となる施設の整備の推進) (1-1にも掲載)

- ・災害時に防災拠点となる施設の整備とともに、必要な資機材の備蓄を図る必要がある。
- ・災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう非常用電源設備、電力供給給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との情報共有や連携強化を進めることの必要がある。

(町の業務継続に必要な体制の整備)

- ・地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取組みながら、町民生活に密着する行政サービス等災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、業務継続に必要な体制整備を進める必要がある。

(ＩＴ部門における業務継続体制の整備)

- ・非常時でも情報システムによる業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、訓練等により定期的に業務継続の体制について点検・更新を行う必要がある。
- ・災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、自治体クラウドやデータセンターの活用等、情報システムの機能維持のための取組みを促進する必要がある。
- ・災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、モバイル端末の整備を推進する必要がある。

(緊急車両、病院に供給する燃料の確保) (2-4にも記載)

- ・石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や病院等の施設への具体的な実施方法の確認により、燃料供給の確保及びより迅速な対応ができる体制を整えるため、情報交換を行い、災害時における緊急車両等への燃料供給の確保を図る必要がある。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-6,4-1にも記載)

- ・大地震等大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等、行政機関相互の通信手段が確保できるよう、県や通信事業者と連携し対応を強化していく必要がある。

(大規模災害時における広域連携の推進) (2-1 にも記載)

- ・大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定を締結している自治体と通常時より情報共有を図る等、災害時に備えて受援体制を強化する必要がある。

## 目標4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-6,3-1 にも記載)

- ・大地震等大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等、行政機関相互の通信手段が確保できるよう、県や通信事業者と連携し対応を強化していく必要がある。

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- ・災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を関係機関に要請する必要がある。

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報伝達手段の確保)

- ・テレビ・ラジオ放送等が中止した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向性通信機能の活用等により、効果的な情報伝達手段の確保を図る必要がある。

(災害時における住民への情報伝達) (1-6 にも記載)

- ・災害時に住民に対して、防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として、同報系防災行政無線等一斉伝達システムについて適切に運用するとともに、災害情報を確実に伝達するために、情報伝達手段の多重化を促進する必要がある。
- ・防災行政無線の伝達内容が確認できる放送内容自動音声案内（テレフォンサービス）の周知を図るほか、登録メール、防災ラジオ、SNS等の活用を図る必要がある。

(自主防災組織の育成強化等) (1-6,2-3,8-3 にも記載)

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織については、引き続き、組織化を促進する必要がある。
- ・災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織へ女性が積極的に参加できるよう取り組む必要がある。

(災害時の要配慮者支援の促進) (1-6,2-3 にも記載)

- ・避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別避難計画について、引き続き、制度の周知と作成を促進するとともに、定期的な更新を促進する必要がある。

## 目標5) 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

(企業の事業継続計画（BCP）の策定促進)

- ・災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中止を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCP策定を促進する必要がある。

### 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(エネルギー供給事業者との連絡強化) (6-1 にも記載)

- ・エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と町との連絡体制を強化する必要がある。

### 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### (産業施設の防災体制の充実強化)

- ・大規模地震等の災害発生直後に、火災等が発生する場合がある。消防設備の不備等がある場合、人的被害が発生することもあるため、消防法に基づき高圧ガス設備等災害時に火災や爆発等を引き起こす可能性のある重要な産業施設の耐震化等を、推進する必要がある。

### 5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

#### (高速道路及び地域高規格道路等の整備) (8-4 にも記載)

- ・大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路等の早期整備に向け、関係機関とともに要望活動を強化する必要がある。
- ・併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路等の整備を進める必要がある。

#### (道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) (6-4 にも記載)

- ・道路施設の防災対策について、土砂崩壊、落石崩壊や雪崩等の道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、計画的に対策工事を実施する必要がある。
- ・橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

### 5-5 食料等の安定供給の停滞

#### (食料生産基盤の整備)

- ・災害が発生しても安定的に食料生産ができるよう、耐震化等の防災・減災対策を含めた農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を推進する必要がある。

#### (食料及び生産基盤の有害鳥獣による被害防止)

- ・鳥獣による農作物及び生産基盤への被害防止に向け、生産者個々による取組みと併せ、より効果的な駆除、追い払い対策を地域ぐるみで総合的に取り組むため、電気柵やワイヤーメッシュ柵、檻等の被害防止施設の整備を推進する必要がある。

## 目標 6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 電力供給ネットワークや石油・LPガス・サプライチェーンの機能停止

#### (エネルギー供給事業者との連絡強化) (5-2 にも記載)

- ・エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と町との連絡体制を強化する必要がある。

#### (再生可能エネルギーの導入拡大)

- ・生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要である。このため、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する必要がある。

### 6-2 上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止

#### (上水道施設の耐震化・老朽化対策の推進) (2-1 にも記載)

- ・上水道施設の耐震化率は、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を計画的に推進する必要がある。

- ・給水拠点の確保のため、医療施設、学校、公共施設等、避難所の重要給水拠点施設へ配水する水道施設の耐震化を計画的に推進する必要がある。

- ・停電対策として、全ての施設に自家発電機が設置されており、引き続き保守点検の充実を図る必要がある。

(災害時における応急給水体制等の整備) (2-1 にも記載)

- ・速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制等の整備を推進する必要がある。

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- ・基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道に係る業務継続計画 (B C P) 策定・施設耐震化等の推進)

- ・下水道に係る業務継続計画 (B C P) により被災発生時に速やかな対応対策及び復旧対策を円滑に遂行するとともに、下水道施設のストックマネジメント計画の策定を推進し、下水道施設の耐震化・耐水化及びストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を着実に進める必要がある。

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進)

- ・汚水排水施設について災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施す等、耐震化・老朽化対策を促進する必要がある。

(合併処理浄化槽への転換促進)

- ・生活排水処理計画を着実に推進し、汲取り便槽及び単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要がある。

### 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) (5-4 にも記載)

- ・道路施設の防災対策について、土砂崩壊、落石崩壊や雪崩等の道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、計画的に対策工事を実施する必要がある。
- ・橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

(路線バス等地域公共交通の確保)

- ・災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行う等、臨機応変な運行を行い、地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る必要がある。

(農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進)

- ・農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。

(治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進) (1-4,2-2,7-1,7-3 にも記載)

- ・治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養等、森林の公益的機能の維持・増進を推進する。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダム等インフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

## 目標7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### (ため池の耐震化・ハザードマップの周知)

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の周知が必要である。

#### (治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進) (1-4,2-2,6-4,7-3 にも記載)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養等、森林の公益的機能の維持・増進を推進する。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダム等インフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

#### (土砂災害緊急情報等避難に資する情報伝達体制の整備)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報等避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

### 7-2 有害物質の大規模拡散・流出

#### (有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。

#### (危険物施設の耐震化の促進)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火等による爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。

#### (C B R N E 災害等対策用資機材の充実)

- C B R N E 災害\*時に消防隊員等の安全を確保し効果的な消防活動を行うため、C B R N E 災害等対策用資機材の充実を図る。

\* C B R N E 災害…化学物質(Chemical)・生物(Biological)・放射性物質(Radiological)・核(Nuclear)・爆発物(Explosive)による特殊災害のことをいい。人的災害のテロや犯罪だけでなく、感染症(新型インフルエンザ、新型コロナウイルス)によるパンデミック等も含まれる。

### 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### (農地・農業用施設等の保全管理の推進)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果等の国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。

#### (治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進) (1-4,2-2,6-4,7-1 にも記載)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養等、森林の公益的機能の維持・増進を推進する。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダム等インフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

### 7-4 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

#### (放射線モニタリングの実施)

- 東日本大震災後から、機器の維持管理及び放射線測定を行っており、新たな事故の発生等に備え実施体制を整備していく必要がある。

#### (原発事故発生時の初動対応の強化)

- 原発事故が発生した際には、町地域防災計画に基づき、町民の健康や不安の軽減を図ることに努める必要がある。

## 7-5 風評被害等による地域経済活動への甚大な影響

### (風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- ・災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行う等、平時から関係機関等との連携を図る必要がある。

## 目標8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (災害廃棄物処理計画の策定・運用)

- ・災害が発生した際、被災した町民の生活環境の保全と公衆衛生上のリスクを回避するため、災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に廃棄物処理を進める必要がある。

#### (経済活動を阻害する災害廃棄物処理の支援)

- ・地震、頻発する異常気象及び台風等に起因した豪雨災害により発生する災害廃棄物について、経済活動が阻害されることを防止するため、迅速に廃棄物処理が行える処理体制の整備を図る必要がある。

### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (建設関係団体との連携強化)

- ・各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ連携の強化を図る必要がある。

#### (復旧・復興を担う人材の育成)

- ・各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う必要がある。
- ・近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。

### 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

#### (被災者生活再建支援制度の拡充)

- ・大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進めるとともに、県独自の支援制度の創設を検討するにあたり県との連携を図る必要がある。

#### (地域コミュニティの維持)

- ・大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。

#### (自主防災組織の育成強化等) (1-6,2-3,4-2 にも記載)

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織については、引き続き、組織化を促進する必要がある。
- ・災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の観点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織へ女性が積極的に参加できるよう取り組む必要がある。

(文化財の保存・防災対策の推進)

- ・日常的な維持管理や保存修理を行うと共に、建造物の耐震化や防災設備の整備を推進する必要がある。

8-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(高速道路及び地域高規格道路等の整備) (5-4 にも記載)

- ・大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路等の早期整備に向け、関係機関とともに要望活動を強化する必要がある。
- ・併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路等の整備を進める必要がある。

(緊急輸送道路等の整備・確保) (1-1,2-1,2-5 にも記載)

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化や橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路舗装、道路付属施設の長寿命化を推進する必要がある。

## 【別表2】指標等一覧

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標値
<b>1 直接死を最大限防ぐ</b>						
(1-1) 地震等による建物・交通施設等(1-2 の施設を除く)の倒壊や火災に伴う死傷者の発生						
住宅の耐震化率	都市整備課	%	H30	86.9	R12	90.0
危険空き家の件数	総務課	件	R3	24	R8	7
防災拠点となる公共施設等の耐震化率	総務課	%	R3	100	R8	100
法に基づく指定緊急避難場所の耐震化率	総務課	%	R3	100	R8	100
(1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災						
公共施設の耐震化率(学校施設含)	企画財政課	%	H30	86.9	R12	100
地区公民館の耐震化率	生涯学習課	%	R3	100	R8	100
(1-3) 異常気象等による広域的な市街地等の浸水						
避難行動要支援者の同意率	総務課	%	R3	81.5	R8	90
(1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生						
避難確保計画に基づく避難訓練の実施率	総務課	%	R3	81.8	R8	100
(1-5) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生						
町道除雪路線総延長	都市整備課	km	R3	147.7	R8	147.7
雪押し場数	都市整備課	か所	R3	62	R8	67
(1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生						
町メール配信サービスの登録者数	企画財政課	人	R3	323	R8	390
防災ラジオ設置箇所数(貸与数)	総務課	か所	R3	239	R8	349
自主防災組織率	総務課	%	R3	93.8	R8	100
自主防災組織の活動実施率	総務課	%	R2	88.8	R8	100
防災士の養成	総務課	人	R3	43	R8	60
<b>2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</b>						
(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止						
物資集積拠点となる施設数	総務課	か所	R3	3	R8	3
食料備蓄量(必要備蓄量約12,000食)	総務課	食	R3	約6,000	R8	約12,000
災害時の連携締結数	総務課	件	R3	20	R8	25
基幹管路(上水道)の耐震化率	上下水道課	%	R3	12.9	R8	13.4

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標値
(2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生						
(2-3) 自衛隊、警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足						
消防車両、ホース乾燥塔等の更新数	総務課	施設	R3	9	R8	24
消防団員の充足率	総務課	%	R3	92	R8	95
(再掲) 物資集積拠点となる施設数	総務課	か所	R3	3	R8	3
(再掲) 防災士の養成	総務課	人	R3	43	R8	60
(再掲) 自主防災組織率	総務課	%	R3	93.8	R8	100
(2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶						
(2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺						
(2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生						
予防接種率						
麻しん・風しんワクチン	健康福祉課	%	R2	98	R8	継続
高齢者インフルエンザワクチン				72		
3 必要不可欠な行政機能は確保する						
(3-1) 町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下						
(再掲) 公共施設の耐震化率(学校施設含)	企画財政課	%	H30	86.9	R12	100
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する						
(4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止						
防災拠点施設の非常用発電配備率	総務課	%	R3	95.8	R8	100
(4-2) テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態						
(再掲) 町メール配信サービスの登録者数	企画財政課	人	R3	323	R8	390
(再掲) 防災ラジオ設置箇所数(配付数)	総務課	か所	R3	239	R8	349
(再掲) 自主防災組織率	総務課	%	R3	93.8	R8	100
(再掲) 防災士の養成	総務課	人	R3	43	R8	60
5 経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない						
(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞						
(5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止						
(5-3) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等						
(5-4) 基幹的交通ネットワークの機能停止						
(5-5) 食料等の安定供給の停滞						
農家戸数	農林振興課	戸	R2	659	R8	582
農作物有害鳥獣被害額	農林振興課	万円	H30	1,276	R8	1,148

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標値
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる						
(6-1) 電力供給ネットワークや石油・LPガス・サプライチェーンの機能停止						
再生可能エネルギー設備導入箇所及び設置件数	まちづくり推進課	件	R3	242	R8	増加
(6-2) 上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止						
(再掲) 基幹管路(上水道)の耐震化率	上下水道課	%	R3	12.9	R8	13.4
(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止						
公共下水道(汚水)整備率	上下水道課	%	R2	80.2	R7	86.7
下水機能上重要な幹線の点検・調査率	上下水道課	%	R2	0	R8	25.0
生活排水処理施設普及率	上下水道課	%	R2	94.5	R7	97.1
(6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態						
農道橋の長寿命化対策に取り組む橋梁	農林振興課	橋	R3	0	R8	2
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
(7-1) ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生						
防災重点ため池ハザードマップの公表数	農林振興課	か所	R3	2	R8	公表済
(7-2) 有害物質の大規模拡散・流出						
(7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大						
農地・農業用施設の多面的機能の維持・増進に取り組む面積	農林振興課	ha	R3	1,708	R8	維持
(7-4) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出						
(7-5) 風評被害等による地域経済活動への甚大な影響						
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する						
(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
(8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
(8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失						
(再掲) 自主防災組織率	総務課	%	R3	93.8	R8	100
(8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態						

### 【別表3】国土強靭化地域計画 個別事業一覧

※ 個別事業一覧に掲載されている事業は計画作成時点の予定であり、今後の社会情勢等の変化により変更となりうることもある。

個別の事業名	担当部局	備考（交付金・補助金等における必須項目等）
<b>(1) 行政機能（消防含む）</b>		
庁舎管理事業、庁舎維持修繕事業	総務課	
地域防災事業（避難確保計画策定の支援）	総務課	
地域防災事業（地域防災計画の見直し）	総務課	
地域防災事業（業務継続計画策定）	総務課	
地域防災事業（災害協定締結）	総務課	
地域防災事業（総合防災訓練、図上訓練等）	総務課	
保育所等施設整備事業	健康福祉課	【保育所等整備交付金】等
幼児施設等整備事業	健康福祉課	
小学校施設等整備事業	学校教育課	【学校施設環境改善交付金】等
中学校施設等整備事業	学校教育課	【学校施設環境改善交付金】等
社会教育施設整備事業	生涯学習課	
社会体育施設整備事業	生涯学習課	
防災対策推進事業（山形県防災通信ネットワーク、防災電話、衛星携帯の活用）	総務課	
防災ラジオ整備事業	総務課	
SNS情報発信事業	企画財政課	メールマガジンの他 LINE での情報発信も開始
在住外国人支援事業	総務課	災害時の情報提供
防災行政無線管理事業（防災行政無線、登録制メール、IT事業者による緊急情報等の運用）	総務課	【消防防災施設整備費補助金】等
防災情報施設維持管理業務	総務課	【消防防災施設整備費補助金】等
消防施設整備事業	総務課	【消防防災施設整備費補助金】等
消防団車両整備事業	総務課	【緊急消防援助隊設備整備費補助金】等
消防水利整備事業	総務課	【消防防災施設整備費補助金】等
消防団装備資機材整備事業	総務課	【消防団施設整備費補助金】等

個別の事業名	担当部局	備考（交付金・補助金等における必須項目等）
<b>(2) 危機管理</b>		
洪水ハザードマップの周知	総務課	
(再掲) 地域防災事業（地域防災計画の見直し）	総務課	
(再掲) 地域防災事業（業務継続計画策定）	総務課	
(再掲) 地域防災事業（総合防災訓練、図上訓練等）	総務課	
(再掲) 地域防災事業（災害協定締結）	総務課	
観光施設整備事業	商工観光課	【地方創生整備推進交付金】等
災害種類毎のタイムラインの運用	総務課	
河川維持管理事業	都市整備課	
(再掲) 防災対策推進事業（山形県防災通信ネットワーク、防災電話、衛星携帯の活用）	総務課	
(再掲) 防災行政無線管理事業（防災行政無線、登録制メール、IT事業者による緊急情報等の運用）	総務課	【消防防災施設整備費補助金】等
(再掲) 防災ラジオ整備事業	総務課	
(再掲) SNS情報発信事業	企画財政課	メールマガジンの他 LINE での情報発信も開始
(再掲) 在住外国人支援事業	総務課	
自主防災組織化支援事業	総務課	
地域防災訓練の実施、防災研修会の実施	総務課	
避難行動要支援者名簿の作成及び更新	総務課	

(再掲) 小学校施設等整備事業	学校教育課	【学校施設環境改善交付金】等
(再掲) 中学校施設等整備事業	学校教育課	【学校施設環境改善交付金】等
(再掲) 社会教育施設整備事業	生涯学習課	
(再掲) 社会体育施設整備事業	生涯学習課	
災害備蓄品整備事業	総務課	
文化財維持管理事業	生涯学習課	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】等

個別の事業名	担当部局	備考（交付金・補助金等における必須項目等）
<b>(3) 建築住宅</b>		
(再掲) 庁舎管理事業、庁舎維持修繕事業	総務課	
(再掲) 保育所等施設整備事業	健康福祉課	
(再掲) 幼児施設等整備事業	健康福祉課	
(再掲) 小学校施設等整備事業	学校教育課	【学校施設環境改善交付金】等
(再掲) 中学校施設等整備事業	学校教育課	【学校施設環境改善交付金】等
(再掲) 社会教育施設整備事業	生涯学習課	
(再掲) 社会体育施設整備事業	生涯学習課	
産業振興センター維持管理事業	商工観光課	
河北町職業訓練センター維持管理事業	商工観光課	
(再掲) 観光施設整備事業	商工観光課	【地方創生整備推進交付金】等
どんがホール維持管理事業	商工観光課	
町営住宅長寿命化事業	都市整備課	【住宅市街地総合整備促進事業費補助】 公営住宅等ストック総合改善事業
町営住宅長寿命化計画の改定	都市整備課	【住宅市街地総合整備促進事業費補助】 公営住宅等ストック総合改善事業
木造住宅耐震改修事業	都市整備課	【防災・安全交付金】 住宅・建築物安全ストック形成事業
木造住宅耐震診断事業	都市整備課	【防災・安全交付金】 住宅・建築物安全ストック形成事業
ブロック塀等撤去補助事業	都市整備課	【防災・安全交付金】 住宅・建築物安全ストック形成事業
空き家等所有者調査・啓発事業	総務課	【住宅市街地総合整備促進事業費補助】等
空き家バンクの活用	都市整備課	【住宅市街地総合整備促進事業費補助】 空き家バンク登録調査業務委託
住宅・事業所の家具等の転倒防止策周知	総務課	

個別の事業名	担当部局	備考（交付金・補助金等における必須項目等）
<b>(4) 交通基盤</b>		
道路長寿命化対策事業	都市整備課	【社会資本整備総合交付金事業】 谷地溝延線舗装修繕事業 等
橋梁長寿命化対策事業	都市整備課	【社会資本整備総合交付金事業】 (N=58箇所) 等
道路舗装・改良事業	都市整備課	【社会資本整備総合交付金事業】 下野真木線ほか1路線道路改良事業 (L=610m、R1～R9 総額 293,000 千円) 下槇第3号線道路改良事業(L=50m、 R3～R6 総額 38,000 千円) 等

道路安全施設整備事業	都市整備課	【道路交通安全施設等整備事業費補助】等
町営路線バス運行事業	まちづくり推進課	
防雪対策事業	都市整備課	
町道除雪事業	都市整備課	除雪延長 147.7 km、うち雪寒指定延長 81.9 km
(再掲) 観光施設整備事業	商工観光課	

個別の事業名	担当部局	備考（交付金・補助金等における必須項目等）
<b>(5) 土国保全</b>		
多面的機能支払交付金事業	農林振興課	
下水道事業	上下水道課	【社会資本整備総合交付金事業（雨水）】
(再掲) 河川維持管理事業	都市整備課	
河川改修事業	都市整備課	
排水機場等の適正な維持管理	都市整備課	排水機場操作点検整備業務委託
下水道施設整備事業	上下水道課	【防災・安全交付金】等
(再掲) 防災関連事業（県防災システムの活用）	総務課	
(再掲) 防災行政無線管理事業（防災行政無線、登録制メール、IT事業者による緊急情報等の運用）	総務課	【消防防災施設整備費補助金】等

個別の事業名	担当部局	備考（交付金・補助金等における必須項目等）
<b>(6) 保健医療・福祉</b>		
地区医師会との連携の強化	健康福祉課	
民間事業者との災害時支援協定の拡充	総務課	
要配慮者利用施設避難確保計画策定の支援	総務課	
各種予防接種の実施	健康福祉課	
保健所等関係機関との連携体制の確立	健康福祉課	

個別の事業名	担当部局	備考（交付金・補助金等における必須項目等）
<b>(7) ライフライン・情報通信</b>		
再生可能エネルギー設備導入事業	まちづくり推進課	
上水道施設維持管理事業	上下水道課	
上水道送水・配水管更新事業	上下水道課	
災害時応急給水体制用の資機材整備事業	上下水道課	
下水道事業	上下水道課	【社会資本整備総合交付金事業（汚水）】
下水道施設維持管理事業	上下水道課	公共下水道関連施設維持補修事業
農業集落排水施設の非常用電源設備整備	上下水道課	農業集落排水施設機能強化事業
浄化槽設置整備支援事業	上下水道課	浄化槽設置整備事業
(再掲) 防災行政無線管理事業（防災行政無線、登録制メール、IT事業者による緊急情報等の運用）	総務課	【消防防災施設整備費補助金】等
業務継続を確保する訓練を実施	総務課	
自治体クラウド、データセンターの活用	企画財政課	
I T 資機材整備事業	企画財政課	

個別の事業名	担当部局	備考（交付金・補助金等における必須項目等）
<b>(8) 産業経済</b>		
企業のB C P 策定支援事業	商工観光課	商工会と連携
(再掲) 再生可能エネルギー設備導入事業	まちづくり推進課	
風評被害防止広報・情報発信	企画財政課	

個別の事業名	担当部局	備考（交付金・補助金等における必須項目等）
<b>(9) 農林水産</b>		
6次産業推進事業	農林振興課 商工観光課	
有害鳥獣被害防止事業	農林振興課	【鳥獣被害防止総合対策交付金】等
中山間地域等直接支払交付金事業	農林振興課	
多面的機能支払交付金事業	農林振興課	
農山漁村振興交付金事業	農林振興課	
産地パワーアップ事業	農林振興課	
水田麦・大豆産地生産性向上事業	農林振興課	
強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	農林振興課	
持続的生産支援事業	農林振興課	
担い手確保・経営強化支援事業	農林振興課	
魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業	農林振興課	
農業次世代人材投資事業	農林振興課	
経営所得安定対策等推進事業	農林振興課	
農道施設管理事業（橋梁長寿命化対策含む）	農林振興課	
法定外公共物維持管理事業	都市整備課	
林道施設管理事業（橋梁長寿命化対策含む）	農林振興課	
<b>(再掲) 農業集落排水施設の非常用電源設備整備</b>	上下水道課	農業集落排水施設機能強化事業
農地法農地管理業務	農業委員会事務局	
遊休農地解消対策事業	農業委員会事務局	【やまがた「人・農地」リニューアル事業費補助金】等

個別の事業名	担当部局	備考（交付金・補助金等における必須項目等）
<b>(10) 環境</b>		
<b>(再掲) 再生可能エネルギー設備導入事業</b>	まちづくり推進課	
公害対策事業	まちづくり推進課	
火災予防及び危険物規制事務	総務課	

個別の事業名	担当部局	備考（交付金・補助金等における必須項目等）
<b>(11) リスクコミュニケーション</b>		
町道除排雪事業	都市整備課	除雪延長 147.7 km、うち雪寒指定延長 81.9 km
雪下ろし事故防止啓発事業	総務課	
<b>(再掲) 災害備蓄品整備事業</b>	総務課	
<b>(再掲) 地域防災事業（総合防災訓練、図上訓練の実施）</b>	総務課	
<b>(再掲) 避難行動要支援者名簿の作成及び更新</b>	総務課	
高齢者等世帯雪下ろし補助	健康福祉課	
<b>(再掲) 地域防災事業（地域防災訓練の実施）</b>	総務課	
<b>(再掲) 地域防災事業（災害協定締結）</b>	総務課	

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「河北町は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています」



河 北 町